

< 質問の回答 >

【工事等の名称】 地域づくりコーディネーター業務委託

【回答者】 四街道市役所 政策推進課

質問 1 令和 3 年度～令和 5 年度までの委託限度額が、1 年度 9,984,000 円（支払限度額以下の業務委託料 9,967,650 円）であったのに対し、令和 6 年度は、8,455,000 円と、150 万円以上減額になっています。更にこれまでと違い、複写機使用料、電話機及びインターネット回線費用についても令和 6 年度は、事業費の中で支払うものとなっています（仕様書 4 業務における条件（5）その他）
仕様書にある業務に関しては、これまでとほぼ同様と思われますが、事業費の算定についてのお考えは、どこの部分がどのように変わったのでしょうか。

回答 1 事業費の算定については、地域づくりコーディネーター業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づき、業務体制（人数）や開館日数、講座開催回数等を考慮し、再積算をしています。特に講座開催回数については、令和元年度に比べ令和 5 年度分は減少しており、また、広報誌の発行回数やホームページ管理費も今後少なくなることを考慮し、再積算をしています。

以上